

(別表1)

事業継続力強化支援計画(案)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地

昭和12年に京都府内で2番目の市として誕生した福知山市は、数度の合併を繰り返して市域を広げ、平成18年1月1日に、福知山市・三和町・夜久野町・大江町の1市3町が合併し、現在の福知山市となった。

京都府の北西部にあり、西は兵庫県と隣接している福知山市は、中心部には都市機能や産業が集積し、郊外には豊かな植生と鬼の伝説で知られる大江山連峰、実り多い夜久野高原や日本の原風景を残す里山など、自然豊かな風景が広がっている。また、国道9号をはじめとする多くの国道や鉄道が通る北近畿の交通の要衝となっている。

② 福知山市商工会

福知山市商工会は商工会法(地区内の商工業者等を会員とする商工業者の発展と地域振興を推進するため、昭和35年5月20日に制定された法律)に基づく特別認可法人である。

福知山市商工会の前身である大江町商工会、三和町商工会、夜久野町商工会は、商工会法制定に基づき、それぞれ昭和36年に設立、商工会法第3条に規定されている「地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資する」ことを目的とし、商工会法第11条に規定されている10項目の事業(相談・情報収集・調査研究・講習会等開催等)に基づき、地域総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に取り組んできたところである。

また、平成20年4月1日には、大江町・三和町・夜久野町の各商工会が合併し福知山市商工会を設立、全国的にも稀な飛び地合併の広域商工会として、経営改善普及事業を柱として地域内中小企業・小規模事業者の伴走支援に取り組んでいるところである。

(洪水: 福知山市地域防災計画、総合防災ハザードマップ)

福知山市の総合防災ハザードマップによると、福知山市商工会が立地する旧三町地域内において、河川沿いを中心に最大10.0m~20.0mの浸水が予想されているほか、広範囲にわたり3.0m以上の浸水も予想されている。特に大江町においては、浸水継続時間が最大60時間以上となる地域があるなど被害の甚大さが予想される。

(土砂災害: 福知山市地域防災計画、総合防災ハザードマップ)

福知山市の総合防災のハザードマップによると、旧三町地域は山間部が多く、急傾斜の崩壊等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアが多くを占めている。京都府の土砂災害警戒区域に指定されている箇所は、市内全域で2,363箇所(土石流944箇所、急傾斜の崩壊1,411箇所、地滑り8箇所)にのぼる。旧三町地域においては1,386箇所が指定されており、全体の約60%を占めている。

(地震: 総合防災ハザードマップ、J-SHIS)

福知山市に存在する活断層の中で最も大きな被害をもたらすとされている「三峠断層」で震度7の地震が発生した場合、最大で720人の死者数と4,490人の負傷者数が発生する可能性がある。地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、今後30年間の震度6弱以上の地震の発生確率が3%以内とやや高く、常日頃の災害に対する十分な対策が必要である。

(その他)

福知山市商工会の本所が立地する大江町の由良川流域は、水害の歴史は長く、平成25年以降では5度の水害に見舞われてきた。平成25年台風第18号においては、福知山市商工会大江地区事業所の70件、大江地区全体の53%が被災、福知山市商工会1階事務所も110cm床上浸水、平成29年の台風第21号においては23件、18%が被災、平成30年の7月豪雨においては53件、40%が被災し、福知山市商工会も1階事務所が120cm床上浸水の被害を受けた。事業再開には最大1か月を要した事業所もあるなど甚大な被害を受けてきた。

また、令和5年8月の台風第7号では、過去の由良川流域の水害とは様相が異なる大規模な土砂崩れが発生し、家屋の倒壊、床上床下浸水、田畑への土砂の流入、墓石の流出などのほか、大雨の浸水による通学路の陥没等の被害を受けた。

今後の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組が必要である。

(感染症：福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成25年6月に策定された政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値が示されており、これを福知山市にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得る。

実際、令和2年に発症した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界保健機関(WHO)は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック(世界的な大流行)とみなせると表明した。

福知山市においても、令和元年度から令和4年度の全数把握においては計12,517人が感染し、定点報告となった令和5年度及び令和6年度においては計967人が感染するなど、その感染力で想定を超える患者数となった。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

病原性	中等度(致死率0.53%)		重度(致死率2.0%)	
	京都府	福知山市	京都府	福知山市
入院患者数	11,000人	345人	41,000人	1,286人
死亡者数	3,400人	107人	13,000人	408人
一日当たり最大入院患者数	2,080人	65人	—	—

【新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全数把握	2	76	3,517	8,922	—	—
定点報告	—	—	—	—	596	279

※令和4年度全数把握の数値は、令和4年4月1日～令和4年9月26日までの数値
令和6年度定点報告の数値は、令和6年4月1日～令和6年11月24日までの数値

近年の気象災害の発生状況（参考）

西暦	年	月日	災害種別	原因	被害地域	主な観測値
2004	H16	9/30	浸水害、強風害、土砂災害、洪水害	台風第21号	市内全域	総雨量 174.5 mm 河川水位(由良川) 4m28 cm
2004	H16	10/20	浸水害、強風害、土砂災害、洪水害	台風第23号	市内全域	総雨量 326.0 mm 河川水位(由良川) 7m55 cm
2006	H18	7/17	強雨害、土砂災害	豪雨	市内全域	総雨量 183.0 mm 河川水位(由良川) 5m00 cm
2009	H21	8/1 ～8/9	強雨害、土砂災害、浸水害	集中豪雨	市内全域	最大時間雨量 51.0 mm～62.5 mm 河川水位(牧川) 3m93 cm
2011	H23	5/29 ～30	強雨害、土砂災害、浸水害	台風第2号	主に市内北西部	総雨量 164.00 mm 河川水位(由良川) 5m14 cm
2011	H23	9/20 ～22	強雨害、土砂災害、浸水害	台風第15号	市内全域	総雨量 243.00 mm 河川水位(由良川) 5m73 cm
2013	H25	9/15 ～16	強雨害、土砂災害、浸水害	台風第18号	主に遷喬大江町	総雨量 216.00 mm 河川水位(由良川) 8m30 cm
2014	H26	8/15 ～17	強雨害、土砂災害、浸水害	集中豪雨	市街地	総雨量 357.5 mm 河川水位(由良川) 6m48 cm
2017	H29	10/22 ～23	強雨害、土砂災害、浸水害	台風第21号	市内全域	総雨量 200.00 mm 河川水位(由良川) 7m39 cm
2018	H30	7/5 ～8	強雨害、土砂災害、浸水害	豪雨	市内全域	総雨量 439.00 mm 河川水位(由良川) 6m52 cm
2023	R5	8/14 ～15	強雨害、土砂災害、浸水害	台風第7号	主に大江町	総雨量 376 mm 河川水位(由良川) 1m08 cm

(2) 商工業者の状況

- ① 商工業者等数 516 人（令和3年経済センサス活動調査より）
 ② 小規模事業者数 463 人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事務所の立地状況等)
商工業者	製造・建設業	134	114	広く分散している
	卸・小売業	97	95	中心部の平野部に多い
	サービス業	178	170	中心部の平野部に多い
	その他	107	84	広く分散している

地区別では大江町の河守地区、三和町の千束地区、夜久野町の額田地区での集積が見受けられるものの、山間地域を含む広範囲に分布している。

(3) これまでの取組

1) 福知山市の取組

① 地域防災計画の策定

福知山市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とし、防災関係機関の代表者等に構成される「福知山市防災会議」が策定する計画であり、大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧対策について国、京都府や地方行政機関等を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めている。

② 地域防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、洪水・土砂災害・地震発生 of 複合災害を想定したシナリオにより、関係機関の連携訓練、地域住民の自主的な訓練を通じ、自助・共助・公助の連携強化を図ることを目的に、毎年9月（令和6年は10月）に各地域を主会場に、

市総合防災訓練として実施している。実施内容については、市内各地区における地域住民との連携による防災訓練、災害対策本部運用訓練、避難所設営及び運営訓練（住民参加）等となっている。

③ 防災、感染症等対策備品の備蓄

福知山市では、防災備品及び概ね避難者1食分の保存食、水等を、また、感染症対策としてマスク、消毒液、消耗品等を各広域避難所に設置の防災備蓄倉庫に備蓄している。

④ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

福知山市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び京都府新型インフルエンザ等対策行動計画が定める、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項を踏まえ、平成26年8月に福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した。

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制して市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを主たる目的として対策を講じる。

福知山市においても想定を超える患者数となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置づけは、これまでの「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から令和5年5月8日から「5類感染症」になったが、今後も変異株による感染拡大が懸念されるため、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、マスク着用等の感染対策に取り組む必要がある。

2) 福知山市商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

年6回発行の「福知山市商工会だより」への国等の施策の記事掲載やホームページへの掲載等を通して、会員事業所への普及啓蒙を行っている。

② ビジネス総合保険制度への加入促進

保険加入について、会員事業所への巡回・窓口相談時において推進に努めるとともに、商工会だより等において周知している。

③ 防災備品を備蓄

福知山市商工会の敷地内倉庫及び事務所内倉庫にスコップ、懐中電灯、ヘルメット、非常食等を備蓄している。

④ 福知山市が実施する防災訓練への参加及び協力

会員事業所に対して、福知山市が実施する地域防災訓練への参加並びに協力を呼びかける。

⑤ 事業者BCP策定セミナーの開催等

青年部主催によるセミナーを開催し、若手経営者及び後継者事業所での計画の策定を推進している。

II 課題

福知山市商工会では令和6年に事業継続計画を策定し、事前対策や災害時での早期復旧に向けたマニュアルを整備し、職員間でも年2回程度の確認を行ってきた。

管内小規模事業者の事業継続力強化計画作成については、セミナー内での作成や認定後の支援策を目的にした作成に留まっている。また、BCPについては、国等の施策の周知や、事業者BCP策定セミナーの開催に留まり、計画の策定までは至っていない。

しかし、近年の著しい温暖化等が原因とされる異常気象の頻度と規模が拡大しており、想定外の被害が頻繁に発生している現状から、事業を維持継続発展させるための事前対策（防災・減災対策）や災害時での早期復旧に向けた計画策定の重要性は年々高まってきており、巡回及び窓口相談時における個社への支援を強化し、経営者の意向を反映し事業継続力強化計画またはBCPの策定に向けて事業者の継続的な啓発活動にも引続き取り組む必要がある。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営支援員等職員の育成を行うとともに、感染

症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等日頃の支援業務における周知が必要である。

今後も、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、常日頃から福知山市をはじめとする関係諸機関との連携強化に努める。

Ⅲ 目標

- ① 小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させるため、普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知させるとともに災害に対する意識を高める。
- ② 小規模事業者等の事業継続力強化計画及びBCPの策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識醸成を図る。
- ③ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、福知山市商工会と福知山市との間における被害情報報告共有ルートの確認を年1回行う。
- ④ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確認を行うとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び福知山市との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑤ 小規模事業者等が、新型ウイルス感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標	
			BCP	事業継続力強化計画
516	463	令和7年	2件(R3 0件)	5件(R3 10件)
		令和8年	2件(R4 0件)	5件(R4 1件)
		令和9年	2件(R5 0件)	5件(R5 1件)
		令和10年	2件(R6 0件)	5件(R6 0件)
		令和11年	2件	5件

() 内は前回

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・福知山市商工会と福知山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・自然災害発生時や感染症発生時、速やかな応急対策等に連携して取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回経営支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ② 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。（<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>）
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 福知山市商工会自身の事業継続計画の作成

- ① 福知山市商工会は、令和6年に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ① 京都府商工会連合会及び損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ③ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ④ 地元自治会と連携し、マイマップ（地域版防災マップ）及びタイムラインの作成への参画や避難場所の提供等協力関係を築くよう促す。

4) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認及び作成に向けての伴走支援を行う。
- ② 福知山市商工会と福知山市の担当部署間で、年1回、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ① 台風による水害、震度7の地震等の自然災害が発生したと仮定し、福知山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を福知山市商工会と福知山市で共有する。）
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福知山市における感染症対策本部設置に基づき、福知山市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 福知山市商工会と福知山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ③ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ④ 大まかな状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内10件以上の事業所で「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が出ている。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内5件以上の事業所で「瓦が飛ぶ」などの被害が出ている。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況が確認できる。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない場合。

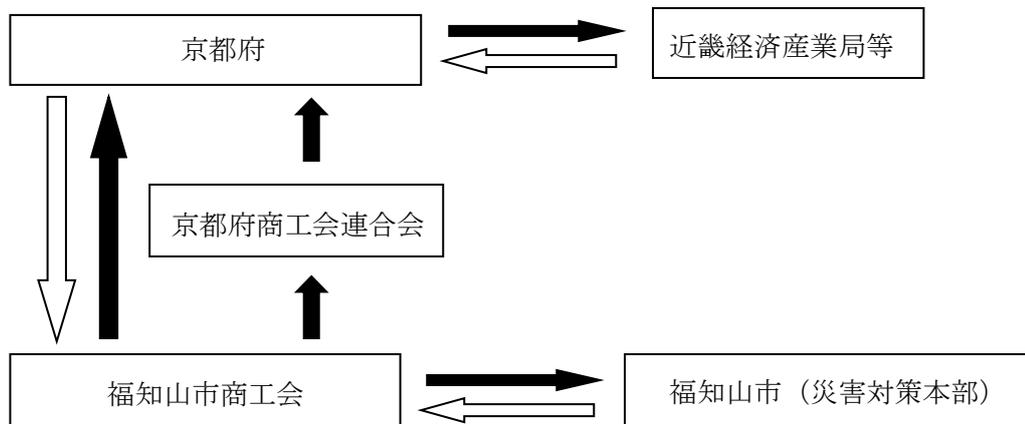
- ・ 本計画により、福知山市商工会と福知山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

- ⑤ 福知山市で取りまとめた「福知山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みにより、早期復興への支援を行う。
具体的には、災害派生に伴う被害情報等をその都度福知山市より入手し、それを基にアンケート調査や地区担当経営指導員を中心とするヒアリング調査を引続き実施する。
- ② 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 福知山市商工会と福知山市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、変更点があった場合にはあらかじめ確認しておく。
- ④ 福知山市商工会と福知山市が共有した情報を、京都府災害対策現地情報連絡員(リエゾン)を通じて福知山市商工会又は福知山市より京都府へ報告する。
- ⑤ 感染症流行の場合、国や京都府等からの情報や方針に基づき、福知山市商工会と福知山市が共有した情報を京都府災害対策現地情報連絡員(リエゾン)を通じて京都府に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について、福知山市と相談する(福知山市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策(国や京都府、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 国、京都府、市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を府等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

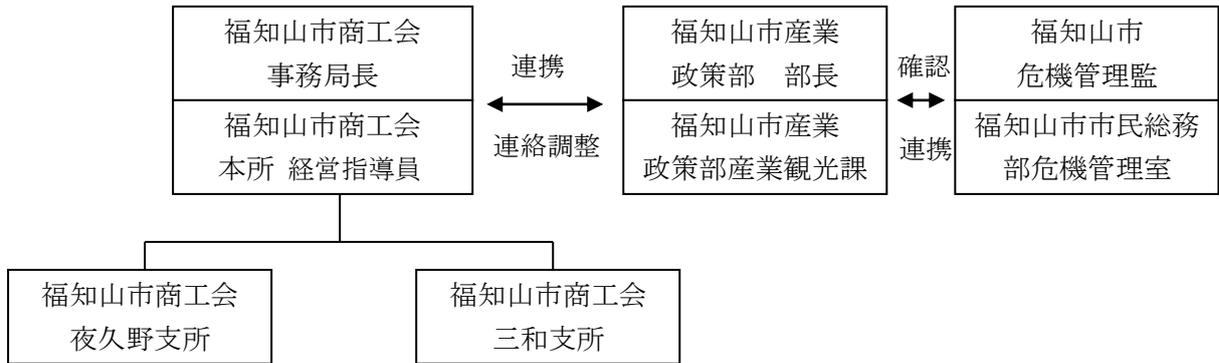
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(ア) 当該経営指導員の氏名、連絡先 西山祐子(連絡先は下記(3)①)

(イ) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る指導及び助言、並びに目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 福知山市商工会

〒620-0301 京都府福知山市大江町河守 398 番地

TEL : 0773-56-5151

FAX : 0773-56-1797

② 福知山市役所 産業政策部産業観光課

〒620-8501 京都府福知山市宇内記 13 番の 1

TEL : 0773-24-7076

FAX : 0773-23-6537

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣事業	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策 費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福知山市補助金、京都府補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

